

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第1号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和38年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(認可外保育施設運営状況報告書) <b>第25条</b> (略) 2 法第59条の2の5第1項の規定による報告 (法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に係るものに限る。)は、 <u>様式第24号の2</u> による認可外保育施設運営状況報告書により行わなければならない。	(認可外保育施設運営状況報告書) <b>第25条</b> (略) 2 法第59条の2の5第1項の規定による報告 (法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に係るものに限る。)は、 <u>様式第25号</u> による認可外保育施設運営状況報告書により行わなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第21号及び様式第21号の2を次のように改める。



ひ構造						便器 個	
	屋外遊戯場(園庭)	有 (                      m <sup>2</sup> ) ・ 無 (無の場合は、公園等の付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所)                      有 ・ 無					
	建物の構造	鉄骨造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ れんが造 木造 ・ その他 (                      )				階建の                      階	
	建物の形態	専用建物・集合住宅・事務所ビル・業務用ビル・その他 (                      )					
	立地場所	住宅地・オフィス街・商店街・工業地・駅ビル又は駅隣接・その他					
開所時間	開所時間	時間外開所時間	備 考				
	平 日	:    ~    :	:    ~    :				
	土 曜 日	:    ~    :	:    ~    :				
	日曜・祝祭日	:    ~    :	:    ~    :				

提供するサービス内容	月極契約	(対象年齢	歳	~	歳)	※1 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2 サービスの内容は、(注)4により分類すること。
	定期契約	( "	歳	~	歳)	
	一時預かり	( "	歳	~	歳)	
	夜間保育	( "	歳	~	歳)	
	24時間保育	( "	歳	~	歳)	
	(                      )	( "	歳	~	歳)	
利用料金の設定状況	月単位 ・ 週単位 ・ 日単位 ・ 時間単位 ・ 日中又は夜間別 所得別 ・ その他 (                      ) ・ 設定なし					
利 用 料 金	利用形態 年齢	月極契約 単位(月)	定期契約 単位(                      )	一時預かり 単位(                      )	(                      ) 単位(                      )	その他
	0歳児	円	円	円	円	食事代                      円
	1歳児	円	円	円	円	入会金                      円
	2歳児	円	円	円	円	キャンセル料                      円
	3歳児	円	円	円	円	日用品・文房具費                      円
	4歳児	円	円	円	円	
	5歳児	円	円	円	円	
6歳以上(就学前)	円	円	円	円	行事参加費                      円	

	学童	円	円	円	円	円
						通園送迎費
						円
						( )
						円
						( )
						円

届出年月日の前日において保育している児童の人数 ( 年 月 日現在)										
年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	合計
在園時間										
昼間	午後8時 までにお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
夜間	午後10時 までにお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
深夜	午後10時～ 午前2時 までにお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
宿泊	午前2時～ 翌朝まで にお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
24時間	24時間 お迎えなし	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※ ( ) 内には、一時預かり児童数を再掲すること。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	合計
定員	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※ 法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、( )内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。





従事しているものの配置数及び勤務の体制の予定	常勤・非常勤												
	常勤・非常勤												
	常勤・非常勤												
	常勤換算後の人数										勤務延べ時間		
	勤務延べ時間 ( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人												
	上記以外の職員												
	職名	勤務形態	勤務時間帯										勤務時間数
		常勤・非常勤	～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～	
		常勤・非常勤											
		常勤・非常勤											
	常勤・非常勤												
	常勤・非常勤												
常勤換算後の人数										勤務延べ時間			
勤務延べ時間 ( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人													

※ 当届出書に各保育従事者の勤務の体制が分かる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

施設に在籍している保育従事者数	人
(内訳) 保育士	人
看護師・准看護師	人
居宅訪問型保育研修(基礎研修)修了者	人
子育て支援員研修(地域保育コース)修了者	人
家庭的保育者等研修(基礎研修)修了者	人
その他( )	人
保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ、上記の研修の	

いずれも修了していない者		人
職員の研修等の参加状況	参加（研修名等： 年 月 （研修名等： 年 月 （研修名等： 年 月	参加者数 人) 参加者数 人) 参加者数 人)
		無

※1 上記の内訳を記載するに当たって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者（保育士又は看護師・准看護師）の欄にのみ計上すること。

※2 職員の研修等の参加状況については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）
	未加入	保険事故 (内容)	
		保険金額	
提携医療機関		名称	
		所在地	〒 TEL
		提携内容	

子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
--------------------------	--

企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無	有 ・ 無 ※ 予定の場合は、申請状況について該当するものを○で囲むこと。 申請中 申請に向けて準備中 その他（ ）
--------------------------	---

(添付書類)

- 1 利用料金の記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金が分かる書類
- 2 有資格者（保育士又は看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運



営費助成決定通知書の写し

(注)

- 1 施設の管理者の氏名の欄は、当該施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入すること。
- 2 系列施設の欄は、当該施設が他の施設と系列（グループ）関係にある場合に記入すること。
  - (1) 系列名は、当該施設の属する系列全体を表わす名称を記入し、直営（当該施設の設置者が系列の代表者である場合をいう。）又は非直営（直営以外である場合をいう。）の別を○で囲むこと。
  - (2) 系列施設数は、系列施設の総数（当該施設を含む。）及び県内にある施設の内数を記入すること。
- 3 時間外開所時間の欄は、開所時間外で、入所児童の保護者の希望に応じ開所をする場合に記入すること。
- 4 提供するサービス内容の欄は、該当するもの全てを○で囲み（該当するものがない場合は（ ）内に記入すること。）、それぞれ受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢）について記入すること。
  - (1) 「月極契約」とは、入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するものをいう。
  - (2) 「定期契約」とは、入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの（月極契約を除く。）をいう。
  - (3) 「一時預かり」とは、入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するものをいう。
  - (4) 「夜間保育」とは、午後8時を過ぎて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するものをいう。
  - (5) 「24時間保育」とは、24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するものをいう。
- 5 利用料金の設定状況の欄は、該当するもの全てを○で囲むこと。
- 6 利用料金の欄は、利用形態及び年齢別に記入すること。なお、別途食事代等が必要な場合にはその料金についても記入すること。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態及び年齢別に利用料金が分かる書類を添付すること。
- 7 届出年月日の前日において保育している児童の人数については、届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数（一時預かりの児童数を含む。）を記入すること。なお、学童の欄は、届出年月日の前日において預かった小学生以上の児童数（一時預かりの児童数を含む。）を記入すること。
- 8 定員の欄は、定員が定められていない場合には、当該施設において職員配置、設備等を考慮して、同時に保育を行うことが可能な人数を記入すること。また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（ ）内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。
- 9 届出年月日の前日において勤務している職員の配置数については、当該日において勤務している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際に保育に従事している職員については、常勤換算した人数（1日の勤務延べ時間数を8で除したもの）を記入すること。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めること。
- 10 基準で定める研修修了者については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13

年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修修了者の人数を記載すること。

- 11 勤務している職員の配置予定数は、勤務する全ての職員について配置予定数(当該施設における平均的職員配置数)を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、常勤換算した人数(1日の勤務延べ時間数を8で除したものを)を記入すること。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めること。
- 12 施設に在籍している保育従事者数の欄は、保育に従事している職員(実際に保育に従事している施設長を含む。)の有資格者数及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修の修了者について記入すること。なお、研修の修了証書の写し等の研修を受講したこと又は参加したことが分かる書類を添付すること。
- 13 職員の研修等の参加状況の欄は、職務に従事する全ての職員(施設長、保育従事者、調理員その他の職員)の研修等の直近3回の参加状況(事業開始の日から届出年月日の前日までに参加した研修が3回以上の場合は、その全て)について記入すること。なお、研修の修了証書の写し等の研修を受講したこと又は参加したことが分かる書類を添付すること。
- 14 保険加入状況の欄は、入所児童に関して契約している保険に限り、施設設備に対する火災保険等は含めないものとする。なお、加入している場合にあつては、保険会社との契約書類を添付すること。
- 15 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURLの欄は、子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入すること(施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合を除く。)

様式第21号の2 (第22条関係) (用紙 日本産業規格A 4縦型)

(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設用)

認可外保育施設設置届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 [ 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 ]

氏 名 [ 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 ] ⑩

[ 氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名)  
を自署する場合は、押印は不要です。 ]

認可外保育施設を設置したので、児童福祉法第59条の2第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

事業所の名称				
事業所の所在地	〒 TEL 最寄り駅 線 駅 バス・徒歩 分			
個人・法人の種別	個人・株式会社・社会福祉法人・NPO法人・その他法人・任意団体			
設置者の氏名又は名称				
設置者の住所又は所在地	〒 TEL 〒〒〒			
代表者名	(氏名)	(職名)		
事業所の管理者の氏名	(氏名)	(職名)		
事業所の管理者の住所	〒 TEL 〒〒〒			
事業開始年月日	年 月 日			
系列施設	系列名 ( : 直営・非直営) 系列施設数 箇所 (うち県内 箇所)		無	
保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間	備 考	
	平日	: ~ :		: ~ :
	土曜日	: ~ :		: ~ :
	日曜・祝祭日	: ~ :	: ~ :	
提供するサービス内容	月極契約	(対象年齢 歳 ~ 歳)	※1 0歳児の場合は、 月齢まで記入すること。 ※2 サービスの内容	
	定期契約	( " 歳 ~ 歳)		
	一時預かり	( " 歳 ~ 歳)		
	夜間保育	( " 歳 ~ 歳)		



2時間～4時間以下									
4時間～6時間以下									
6時間～8時間以下									
8時間～									
計									

保険加入状況	加入 未加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）						
		保険事故 (内容)							
		保険金額							
提携医療機関		名称							
		所在地	〒					TEL	
		提携内容							

届出年月日の前日において勤務している職員の配置数（ 年 月 日現在）							
資格の有無等	A 事業所長		B 保育従事者 (Aを除く。)			C 合計 (A+B)	
	人		人			人	
	( )人		( )人			( )人	
	※ ( )内には、常勤換算した人数（1日の勤務延べ時間数を8で除したもの）を記入すること。						
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤
保育業務への従事 している・していない		保育士	人	保育士	人	/	
資格（保育に従事している場合のみ） 保育士・看護師・准看護師 その他（ ）		看護師	人	看護師	人		
		准看護師	人	准看護師	人		
		家庭的 保育者	人	家庭的 保育者	人		
		基準で 定める 研修修 了者	人	基準で 定める 研修修 了者	人		
		その他	人	その他	人		
		( )		( )			

勤務している職員の配置予定数（平均的な職員配置）								
A 事業所長		B 保育従事者 (Aを除く。)				C 合計 (A+B)		
人 ( )人		人 ( )人				人 ( )人		
※ ( ) 内には、常勤換算した人数（1日の勤務延べ時間数を8で除したもの）を記入すること。								
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
			人	人	人	人		
	保育業務への従事 している・していない		保育士	人	保育士	人		
	資格（保育に従事している場合のみ）		看護師	人	看護師	人		
保育士・看護師・准看護師 その他（ ）		准看護師	人	准看護師	人			
		家庭的 保育者	人	家庭的 保育者	人			
		基準で 定める 研修修 了者	人	基準で 定める 研修修 了者	人			
		その他	人	その他	人			
		( )		( )				
事業所に在籍している保育従事者数								
							人	
(内訳) 保育士							人	
看護師・准看護師							人	
居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者							人	
子育て支援員研修（地域保育コース）修了者							人	
家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者							人	
その他（ ）							人	
保育士又は看護師・准看護師の資格を 有しておらず、かつ、上記の研修の いずれも修了していない者							人	
うち、採用した日から1年を超えていない者							人	
職員の研修等の参加 状況	参加（研修名等： 年 月 （研修名等： 年 月 （研修名等： 年 月	参加者数 人 参加者数 人 参加者数 人					無	

※1 上記の内訳を記載するに当たって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者（保育士又は看護師・准看護師）の欄にのみ計上すること。

※2 複数の保育に従事する者を雇用しているものの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

子どもの預かりサービスの マッチングサイトのURL	
------------------------------	--

(添付書類)

- 1 利用料金の記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金が分かる書類
- 2 有資格者（保育士又は看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスに関する情報を伝達等していることが分かる書類

(注)

- 1 事業所の管理者の氏名の欄は、当該事業所における責任者の氏名及び職名を記入すること。
- 2 系列施設の欄は、当該施設が他の施設と系列（グループ）関係にある場合に記入すること。
  - (1) 系列名は、当該施設の属する系列全体を表わす名称を記入し、直営（当該施設の設置者が系列の代表者である場合をいう。）又は非直営（直営以外である場合をいう。）の別を○で囲むこと。
  - (2) 系列施設数は、系列施設の総数（当該施設を含む。）及び県内にある施設の内数を記入すること。
- 3 時間外保育提供可能時間の欄は、通常の保育提供可能時間外で、利用児童の保護者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入すること。
- 4 提供するサービス内容の欄は、該当するもの全てを○で囲み（該当するものがない場合は（ ）内に記入すること。）、それぞれ受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢）について記入すること。
  - (1) 「月極契約」とは、利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するものをいう。
  - (2) 「定期契約」とは、利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの（月極契約を除く。）をいう。
  - (3) 「一時預かり」とは、利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するものをいう。
  - (4) 「夜間保育」とは、午後8時を過ぎて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するものをいう。
  - (5) 「24時間保育」とは、24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するものをいう。
- 5 利用料金の設定状況の欄は、該当するもの全てを○で囲むこと。
- 6 利用料金の欄は、利用形態及び年齢別に記入すること。なお、別途食事代等が必要な場合にはその料金についても記入すること。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態及び年齢別に利用料金が分かる書類を添付すること。

- 7 利用料金（時間帯別）の欄は、1時間当たりの金額を記入すること。なお、記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用料金（時間帯別）が確認できる書類を添付すること。
- 8 定員の欄は、定員が定められていない場合には、当該事業所において職員配置等を考慮して、同時に保育を行うことが可能な人数を記入すること。
- 9 届出年月日の前日において保育している児童の人数については、届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数（一時預かりの児童数を含む。）を記入すること。なお、学童の欄は、届出年月日の前日において預かった小学生以上の児童数（一時預かりの児童数を含む。）を記入すること。
- 10 保険加入状況の欄は、利用児童に関して契約している保険に限り、事業所設備に対する火災保険等は含めないものとする。なお、加入している場合にあつては、保険会社との契約書類を添付すること。
- 11 届出年月日の前日において勤務している職員の配置数については、当該日において勤務している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際に保育に従事している職員については、常勤換算した人数（1日の勤務延べ時間数を8で除したもの）を記入すること。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めること。
- 12 基準で定める研修修了者については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修修了者の人数を記載すること。
- 13 勤務している職員の配置予定数は、勤務する全ての職員について配置予定数（当該事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、常勤換算した人数（1日の勤務延べ時間数を8で除したもの）を記入すること。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めること。
- 14 事業所に在籍している保育従事者数の欄は、保育に従事している職員（実際に保育に従事している事業所長を含む。）の有資格者数及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修修了者の人数を記載すること。なお、研修の修了証書の写し等の研修を受講したこと又は参加したことが分かる書類を添付すること。
- 15 職員の研修等の参加状況の欄は、職務に従事する全ての職員（事業所長、保育従事者その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況（事業開始の日から届出年月日の前日までに参加した研修が3回以上の場合は、その全て）について記入すること。なお、研修の修了証書の写し等の研修を受講したこと又は参加したことが分かる書類を添付すること。
- 16 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURLの欄は、子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入すること（事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合を除く。）。



様式第24号及び様式第24号の2を次のように改める。

様式第24号（第25条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

認可外保育施設運営状況報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 } 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地

氏 名 } 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名

⑨

} 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)  
を自署する場合は、押印は不要です。

認可外保育施設の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

施設 の 名 称			
施設 の 所 在 地	〒	TEL	
個人・法人の種別	個人・株式会社・社会福祉法人・NPO法人・その他法人・任意団体		
設置者の氏名又は 名 称			
設置者の住所又は 所 在 地	〒	TEL	
代 表 者 名	(氏名)	(職名)	
施設 の 管 理 者 の 氏 名	(氏名)	(職名)	
施設 の 管 理 者 の 住 所	〒	TEL	
事業開始年月日	年	月	日
系 列 施 設	系列名 ( : 直営・非直営)	系列施設数	無
開 所 時 間	開所時間	時間外開所時間	備考
平 日	: ~ :	: ~ :	
土 曜 日	: ~ :	: ~ :	
日 曜 ・ 祝 祭 日	: ~ :	: ~ :	



宿泊	午前2時～ 翌朝までにお迎え	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
24時間	24時間お迎えなし	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※ ( ) 内には、一時預かり児童数を再掲すること。

年齢 保育状況	保育時間帯	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計	保育 従事 者数
		時間帯別の在籍児童数(月極契約・定期契約・一時預かりを含めた延べ児童数で記入すること。)	7:00～8:59								
9:00～16:59											
17:00～17:59											
18:00～18:59											
19:00～19:59											
20:00～21:59											
22:00～23:59											
	0:00～6:59										
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲 : ~ :											

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	合計
定員	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※ 法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、( ) 内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

報告年月日の前日において勤務している職員の配置数 ( 年 月 日現在)				
	A 施設長	B 保育従事者 (Aを除く。)	C その他職員 (A及びBを除く。)	D 合計 (A+B+C)
資格の有無等	人	人	人	人
	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人

※ ( ) 内には、常勤換算した人数(1日の勤務延べ時間数を8で除したものを)を記入すること。





配置数 及び勤 務の体 制の予 定	常勤換算後の人数											勤務延べ時間	
	勤務延べ時間 ( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人												
	上記以外の職員												
	職名	勤務 形態	勤務時間帯										勤 務 時間数
		常勤・ 非常勤	～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～	
		常勤・ 非常勤											
		常勤・ 非常勤											
		常勤・ 非常勤											
		常勤・ 非常勤											
		常勤・ 非常勤											
常勤換算後の人数											勤務延べ時間		
勤務延べ時間 ( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人													

施設に在籍している保育従事者数	人
(内訳) 保育士	人
看護師・准看護師	人
居宅訪問型保育研修(基礎研修)修了者	人
子育て支援員保育研修(地域保育コース)修了者	人
家庭的保育者等研修(基礎研修)修了者	人
その他( )	人
保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、 かつ、上記の研修のいずれも修了していない者	人

※ 上記の内訳を記入するに当たって、複数の項目に該当する者(有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等)については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については、有資格者(保育士又は看護師・准看護師)の欄にのみ計上すること。

保険加 入状況	加 入 未加入	保 険 の 種 類	賠償責任保険 ・ 傷害保険 ・ その他 ( )
		保 険 事 故 ( 内 容 )	
		保 険 金 額	

提携医療機関	名 称								
	所在地	〒 TEL							
	提携内容								
建物 その他 の設備 の規模 及び構造	室 名	乳児室	ほふく室	保育室又は 遊戯室	調理室	医務室	便所	その他	合計
	室 数	室	室	室	室	室	室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	便器 個	
	屋外遊戯場 (園庭)	有 ( m <sup>2</sup> ) ・ 無 (無の場合は、公園等の付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所) 有 ・ 無							
	建 物 の 構 造	鉄骨造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ れんが造 木造 ・ その他 ( )						階建の 階	
	建 物 の 形 態	専用建物 ・ 集合住宅 ・ 事務所ビル ・ 業務用ビル その他 ( )							
	建 築 年 月	年 月			増改築の年月			年 月	
立 地 場 所	住宅地 ・ オフィス街 ・ 商店街 ・ 工業地 ・ 駅ビル又は駅隣接 ・ その他								
乳 児 室 の 区 画	有 ( 専用室 ・ フェンス ・ ベビーベッド ・ その他 ( ) ) ・ 無								
保 育 室 等 の 採 光 ・ 換 気	採光 ( 良い ・ 普通 ・ 悪い ) 換気 ( 良い ・ 普通 ・ 悪い )								
便 所 の 設 備	保育室等との仕切 ( 有 ・ 無 ) 調理室との仕切 ( 有 ・ 無 ) 専用手洗い ( 有 ・ 無 )								
消 火 用 具 の 設 備	有 ( 消火器 ・ その他 ( ) ) ・ 無								
玄 関 以 外 の 非 常 口	有 ・ 無 (無の場合は、避難用器具 有 ( ) ・ 無 )								
消 防 計 画	有 (届出年月日 年 月 日 ・ 未届 ) ・ 無								
避 難 消 火 訓 練	実施 (実施回数 回/年 うち図上訓練 回/年) ・ 未実施								
2 階 に ある 保 育 室 等 の 設 備	転落防止設備	有 ( 窓柵 ・ 階段手すり ・ テラス手すり その他 ( ) ) ・ 無							
	階 段 等 設 備	常 用	有 ( 屋内階段 ・ 屋外階段 ) ・ 無						
		避 難 用	有 ( 屋内避難階段 ・ バルコニー ・ 準耐火構造の屋外傾斜路 ・ 屋外階段 ・ その他 ( ) ) ・ 無						



3階以上にある 保育室等の設備	転落防止設備	有（窓柵・階段手すり・テラス手すり その他（ ））・無	
	階段等設備	次の設備の保育室等からの距離（30m以内・30m超）	
		常用	有（屋内避難階段・屋外階段）・無
	避難用	有（屋内避難階段・耐火構造の屋外傾斜路・ 屋外階段・その他（ ））・無	
	調理室の 防火区画	有（耐火構造の床・耐火構造の壁・特定防火設備・ スプリンクラー設備・自動消火設備かつ延焼防止措置）・無	
	保育室等の壁及び天井の不燃材料仕上げ（実施・未実施）		
	非常警報器具又は非常警報設備（有・無）		
カーテン、敷物、建具等の防災処理（実施・未実施）			
保育計画の策定	有（年間・月間・週間・日課／行事予定／保育目標）・無		
入浴等を必要とする 児童の取扱い	24時間保育で、3日以上継続して在園 する児童の入浴、汚れたとき等の対処	入浴：有（回／週）・無	
		対処法：入浴・清拭・無	
外遊び及び 外気浴の実施	実施（毎日・回／週）・未実施		
備えられている 遊具等	玩具（ ）・絵本・机・椅子 楽器（ ）・その他（ ）		
職員の研修等の 参加状況	参加（研修名等：年 月 参加者数 人）・不参加 （研修名等：年 月 参加者数 人） （研修名等：年 月 参加者数 人）		
研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的の実施（年 回）・未実施		
安全管理・事故 防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的の実施（年 回）・未実施		
	安全管理・事故防止の手順又はマニュアルを整備し、職員に周知 有・無		
	消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がと れるようにしている 有・無		
保護者との連絡状況	献立表の配布 有・無	連絡帳の作成 有・無	
	施設だよりの配布 有・無	緊急連絡表の作成 有・無	
保護者及び施設 利用希望者の 保育室等の見学	実施・未実施		

衛生 管理	保育室等の清掃方法 及び回数		哺乳ビンの消毒 及び保管方法	
	便所の清掃方法 及び回数		衣類の洗濯 及び消毒方法	
	調理室の清掃方法 及び回数		寝具の乾燥 及び消毒方法	
	食器の消毒及び 保管方法		玩具類の洗濯 及び消毒方法	
給食	給食の実施	朝食	有（主に施設で調理・主に仕出し弁当・その他（ ）） 無（弁当持参・家庭で食事・その他（ ））	特に決めて いない
		昼食	有（主に施設で調理・主に仕出し弁当・その他（ ）） 無（弁当持参・家庭で食事・その他（ ））	特に決めて いない
		夕食	有（主に施設で調理・主に仕出し弁当・その他（ ）） 無（弁当持参・家庭で食事・その他（ ））	特に決めて いない
	献立表の作成		朝食用：有（週間献立）・無 昼食用：有（週間献立）・無 夕食用：有（週間献立）・無	
	乳児食（離乳食）		有（施設で調理・市販品・家から持参・その他（ ））・無	
	食品の保存		冷蔵庫・その他（ ）	
	アレルギー児童への対応		有（ ））・無	
登園時の健康状態観察		有（体温・排便・食事・睡眠・顔貌・その他（ ））・無		
降園時の個別検査		有（服装・外傷・清潔・その他（ ））・無		
児童の発育チェック		実施（身長測定・体重測定・その他（ ）） 回／年・未実施		
児童の健康診断	入所時	施設で実施・診断書の提出・母子健康手帳で確認・未実施		
	入所後	施設で実施・診断書の提出・母子健康手帳で確認 回／年・未実施		
けがや病気の時の措置		保護者への連絡・医療機関への受診・その他（ ）		
職員の健康診断	採用時	実施（施設で実施・診断書の提出・その他（ ））・未実施		
	採用後	実施（施設で実施・診断書の提出・その他（ ））・未実施		
調理員及び調乳者の検便		実施（毎月・隔月・回／年）・未実施		
備えられている医薬品		体温計・水枕類・消毒薬・絆創膏類・その他（ ）		
感染症への対応		再登園に当たつてのかかりつけ医とのやりとりを記入した書面等の 提出 有・無		
		歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止 実施・未実施		



指示事項に対する回答年月日		年 月 日	
改善の状況			
指示事項		改善措置	未改善の理由
消防署等からの指摘事項状況（直近分について記入すること。）			
区分	検査年月日	指摘事項	改善状況
消防署			
保健所			
労働基準 監督署			

（添付書類）

- 1 利用料金の記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金が分かる書類
- 2 有資格者（保育士又は看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスに関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書の写し
- 6 施設平面図、パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

（注）

- 1 施設の管理者の氏名の欄は、当該施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入すること。
- 2 系列施設の欄は、当該施設が他の施設と系列（グループ）関係にある場合に記入すること。
  - (1) 系列名は、当該施設の属する系列全体を表わす名称を記入し、直営（当該施設の設置者が系列の代表者である場合をいう。）又は非直営（直営以外である場合をいう。）の別を○で囲むこと。
  - (2) 系列施設数は、系列施設の総数（当該施設を含む。）及び県内にある施設の内数を記入すること。
- 3 時間外開所時間の欄は、開所時間外で、入所児童の保護者の希望に応じ開所をする場合に記入すること。
- 4 提供するサービス内容の欄は、該当するもの全てを○で囲み（該当するものがない場合は（ ）内に記入すること。）、それぞれ受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢）について記入すること。
  - (1) 「月極契約」とは、入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するものをいう。

- (2) 「定期契約」とは、入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの（月極契約を除く。）をいう。
- (3) 「一時預かり」とは、入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するものをいう。
- (4) 「夜間保育」とは、午後8時を過ぎて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するものをいう。
- (5) 「24時間保育」とは、24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するものをいう。
- 5 利用料金の設定状況の欄は、該当するもの全てを○で囲むこと。
- 6 利用料金の欄は、利用形態及び年齢別に記入すること。なお、別途食事代等が必要な場合にはその料金についても記入すること。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態及び年齢別に利用料金が分かる書類を添付すること。
- 7 報告年月日の前日において保育している児童の人数については、運営状況報告書の報告年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数（一時預かりの児童数を含む。）を記入すること。なお、学童の欄は、運営状況報告書の報告年月日の前日において預かった小学生以上の児童数（一時預かりの児童数を含む。）を記入すること。
- 8 定員の欄は、定員が定められていない場合には、当該施設において職員配置、設備等を考慮して、同時に保育を行うことが可能な人数を記入すること。また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（ ）内にはその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。
- 9 報告年月日の前日において勤務している職員の配置数については、当該日において勤務している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際に保育に従事している職員については、常勤換算した人数（1日の勤務延べ時間数を8で除したもの）を記入すること。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めること。
- 10 基準で定める研修修了者については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修修了者の人数を記入すること。
- 11 勤務している職員の配置予定数は、勤務する全ての職員について配置予定数（当該施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際に保育に従事している職員については、常勤換算した人数（1日の勤務延べ時間数を8で除したもの）を記入すること。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めること。
- 12 施設に在籍している保育従事者の欄は、保育に従事している職員（実際に保育に従事している施設長を含む。）の有資格者数及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修の修了者について記入すること。なお、研修の修了証書の写し等の研修を受講したこと又は参加したことが分かる書類を添付すること。
- 13 保険加入状況の欄は、入所児童に関して契約している保険に限り、施設設備に対する火災保険等は含めないものとする。なお、加入している場合にあっては、保険会社との契約書類を添付すること。

- 14 「保育室等」とは、乳児室、ほふく室及び保育室をいう。
- 15 階段等設備の欄の保育室等からの距離は、保育室等の各部分から、最も近い設備に至る歩行距離をいう。
- 16 職員の研修等の参加状況の欄は、職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況（運営状況報告書の報告年月日の属する年度の初日から当該報告年月日の前日までに参加した研修が3回以上の場合は、その全て）について記入すること。なお、研修の修了証書の写し等の研修を受講したこと又は参加したことが分かる書類を添付すること。
- 17 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURLの欄は、子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入すること（施設自らのウェブサイトを利用して保護者と施設とが相互に連絡する場合を除く。）。

様式第25号（第25条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設用）

認可外保育施設運営状況報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕 ㊞

〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。〕

認可外保育施設の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

事業所の名称			
事業所の所在地	〒 TEL		
個人・法人の種別	個人・株式会社・社会福祉法人・NPO法人・その他法人・任意団体		
設置者の氏名又は名称			
設置者の住所又は所在地	〒 TEL メールアドレス		
代表者名	(氏名)	(職名)	
事業所の管理者の氏名	(氏名)	(職名)	
事業所の管理者の住所	〒 TEL メールアドレス		
事業開始年月日	年 月 日		
系列施設	系列名 ( : 直営・非直営) 系列施設数 か所 (うち県内 か所)		無
保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間	備考
	平日	: ~ :	
	土曜日	: ~ :	
日曜・祝祭日	: ~ :		
提供するサービス内容	月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)	※1 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2 サービスの内容は、(注)4により分類すること。	
	定期契約 ( " 歳 ~ 歳)		
	一時預かり ( " 歳 ~ 歳)		
	夜間保育 ( " 歳 ~ 歳)		
	24時間保育 ( " 歳 ~ 歳)		





計										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 齢 保育状況	保育時間帯	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学 童	計
	時間帯別の利用 児童数（月極契 約・定期契約・ 一時預かりを含 めた延べ児童数 で記入するこ と。）	7:00 ～ 8:59								
9:00 ～ 16:59										
17:00 ～ 17:59										
18:00 ～ 18:59										
19:00 ～ 19:59										
20:00 ～ 21:59										
22:00 ～ 23:59										
0:00 ～ 6:59										
上記のうち主たる保育時間で ある11時間について再掲 ： ～ ：										

報告年月日の前日において勤務している職員の配置数（ 年 月 日現在）		
A 事業所長	B 保育従事者 (Aを除く。)	C 合計 (A+B)
人	人	人
( ) 人	( ) 人	( ) 人

資格の有無等	※ ( ) 内には、常勤換算した人数 (1日の勤務延べ時間数を8で除したもの) を記入すること。					
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
			人	人	人	人
保育業務への従事している・していない			保育士	保育士		
資格 (保育に従事している場合のみ)			看護師	看護師		
保育士・看護師・准看護師			准看護師	准看護師		
その他 ( )			家庭的保育者	家庭的保育者		
			基準で定める研修修了者	基準で定める研修修了者		
			その他 ( )	その他 ( )		

勤務している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)						
資格の有無等	A 事業所長		B 保育従事者 (Aを除く。)		C 合計 (A+B)	
		人		人		人
	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人
資格の有無等	※ ( ) 内には、常勤換算した人数 (1日の勤務延べ時間数を8で除したもの) を記入すること。					
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
			人	人	人	人
保育業務への従事している・していない			保育士	保育士		
資格 (保育に従事している場合のみ)			看護師	看護師		
保育士・看護師・准看護師			准看護師	准看護師		
その他 ( )			家庭的保育者	家庭的保育者		
			基準で定める研修修了者	基準で定める研修修了者		
			その他 ( )	その他 ( )		
事業所に在籍している保育従事者数						
(内訳) 保育士						
看護師・准看護師						
居宅訪問型保育研修 (基礎研修) 修了者						
子育て支援員研修 (地域保育コース) 修了者						
家庭的保育者等研修 (基礎研修) 修了者						
その他 ( )						
保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ、上記の研修のいずれも修了していない者						
うち、採用した日から1年を超えていない者						

※1 上記の内訳を記入するに当たって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については、有資格者（保育士又は看護師・准看護師）の欄にのみ計上すること。

※2 複数の保育に従事する者を雇用しているものの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）	
	未加入	保険事故（内容）		
		保険金額		
提携医療機関	名称			
	所在地	〒	TEL	
	提携内容			
保育計画の策定	有（年間・月間・週間・日課／行事予定／保育目標）・無			
職員の研修等の参加状況	参加（研修名等：年月 （研修名等：年月 （研修名等：年月		参加者数 人）・不参加 参加者数 人） 参加者数 人）	
研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施（年 回）・未実施			
安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施（年 回）・未実施			
	安全管理・事故防止の手順又はマニュアルを整備し、職員に周知 有・無			
	消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている 有・無			
保護者との連絡状況	連絡帳の作成		有・無	
	緊急連絡表の作成		有・無	
	その他（ ）		有・無	
保護者及び利用希望者の事前の面接	実施 ・ 未実施			
利用開始時の健康状態観察	有（体温・排便・食事・睡眠・顔貌・その他）・無			

利用開始時の個別検査		有（服装・外傷・清潔・その他（ ））・無	
児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出・母子健康手帳で確認・未実施	
	利用開始後	診断書の提出・母子健康手帳で確認・回/年・未実施	
けがや病気の時の措置		保護者への連絡・医療機関への受診・その他（ ）	
職員の健康診断	採用時	実施（事業所で実施・診断書の提出・その他（ ））・未実施	
	採用後	実施（事業所で実施・診断書の提出・その他（ ））・未実施	
検便		実施（毎月・隔月・回/年）・未実施	
乳幼児突然死症候群に対する注意		睡眠中の乳幼児のきめ細やかな観察	実施・未実施
		仰向け寝	実施・未実施
		禁煙の厳守	実施・未実施
安全確保	○安全対策		実施・未実施
	実施内容（ ）		
	○事故防止		実施・未実施
	実施内容（ ）		
	○緊急時の対策		実施・未実施
実施内容（ ）			
利用者等への情報提供		サービス内容等の掲示	実施・未実施
		利用者への契約時の書面交付	実施・未実施
		利用予定者への契約内容等の説明	実施・未実施
児童表の作成状況		有（家庭状況・既往症・健康状況・成長記録・健康診断記録）・無	
帳簿の作成、整備状況		職員名簿（履歴書）	有・無
		資格証明書	有・無
		職員の雇用等状況が分かる書類（雇用通知書、賃金台帳等）	有・無
子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL			

指導点検指示事項及び改善の状況		
指導点検実施年月日	年	月 日
改善指示年月日	年	月 日
指示事項に対する回答年月日	年	月 日
改善状況		
指示事項	改善措置	未改善の理由
労働基準監督署からの指摘事項状況（直近分について記入すること。）		
検査年月日	指摘事項	改善状況

（添付書類）

- 1 利用料金の記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金が分かる書類
- 2 有資格者（保育士又は看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスに関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 パンフレットなど事業の運営状況を把握する上で参考となる資料

（注）

- 1 事業所の管理者の氏名の欄は、当該事業所における責任者の氏名及び職名を記入すること。
- 2 系列施設の欄は、当該施設が他の施設と系列（グループ）関係にある場合に記入すること。
  - (1) 系列名は、当該施設の属する系列全体を表わす名称を記入し、直営（当該施設の設置者が系列の代表者である場合をいう。）又は非直営（直営以外である場合をいう。）の別を○で囲むこと。
  - (2) 系列施設数は、系列施設所の総数（当該施設を含む。）及び県内にある施設の内数を記入すること。
- 3 時間外保育提供可能時間の欄は、通常の保育提供可能時間外で、利用児童の保護者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入すること。
- 4 提供するサービス内容の欄は、該当するもの全てを○で囲み（該当するものがない場合は（ ）内に記入すること。）、それぞれ受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢）について記入すること。
  - (1) 「月極契約」とは、利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するものをいう。
  - (2) 「定期契約」とは、利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの（月極契約を除く。）をいう。
  - (3) 「一時預かり」とは、利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを

提供するものをいう。

- (4) 「夜間保育」とは、午後8時を過ぎて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するものをいう。
- (5) 「24時間保育」とは、24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するものをいう。
- 5 利用料金の設定状況の欄は、該当するもの全てを○で囲むこと。
- 6 利用料金の欄は、利用形態及び年齢別に記入すること。なお、別途食事代等が必要な場合にはその料金についても記入すること。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態及び年齢別に利用料金が分かる書類を添付すること。
- 7 利用料金（時間帯別）の欄は、1時間当たりの金額を記入すること。なお、記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用料金（時間帯別）が確認できる書類を添付すること。
- 8 定員の欄は、定員が定められていない場合には、当該事業所において職員配置等を考慮して、同時に保育を行うことが可能な人数を記入すること。
- 9 報告年月日の前日において保育している児童の人数については、運営状況報告書の報告年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数（一時預かりの児童数を含む。）を記入すること。なお、学童の欄は、運営状況報告書の報告年月日の前日において預かった小学生以上の児童数（一時預かりの児童数を含む。）を記入すること。
- 10 報告年月日の前日において勤務している職員の配置数については、当該日において勤務している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際に保育に従事している職員については、常勤換算した人数（1日の勤務延べ時間数を8で除したもの）を記入すること。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めること。
- 11 基準で定める研修修了者については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修修了者の人数を記載すること。
- 12 勤務している職員の配置予定数は、勤務する全ての職員について配置予定数（当該事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際に保育に従事している職員については、常勤換算した人数（1日の勤務延べ時間数を8で除したもの）を記入すること。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めること。
- 13 事業所に在籍している保育従事者数の欄は、保育に従事している職員（実際に保育に従事している事業所長を含む。）の有資格者数及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)で定める研修の修了者について記入すること。なお、研修の修了証書の写し等の研修を受講したこと又は参加したことが分かる書類を添付すること。
- 14 保険加入状況の欄は、利用児童に関して契約している保険に限り、事業所設備に対する火災保険等は含めないものとする。なお、加入している場合にあつては、保険会社との契約書類を添付すること。
- 15 職員の研修等の参加状況の欄は、職務に従事する全ての職員（事業所長、保育従事者その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況（運営状況報告書の報告年月日の属する年度の初日から当該報告年月日

の前日までに参加した研修が3回以上の場合は、その全て)について記入すること。なお、研修の修了証書の写し等の研修を受講したこと又は参加したことが分かる書類を添付すること。

- 16 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURLの欄は、子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入すること（事業所自らのウェブサイトを利用して保護者と事業所とが相互に連絡する場合を除く。）。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の児童福祉法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。